合意書

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構　日本海総合病院と

 (保険薬局名称) 　は、院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコールの運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」 (別紙) に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
3. 運用開始について

20　　年　　　月　　　日から運用を開始する。

1. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

20　　年　　　月　　　日

住所 : 〒998-8501　山形県酒田市あきほ町30番地

名称 : 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構　日本海総合病院

代表者 : 病院長　橋爪　英二　 印

20　　年　　　月　　　日

住所 : 〒

名称 :

代表者 : 印

合意書（記載例）

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構　日本海総合病院と

 (保険薬局名称) 〇〇薬局 　は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」 (別紙) に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
3. 運用開始について

2025年　　〇月　〇日から運用を開始する。

　※貴薬局で運用開始可能な任意の日付で結構です。

1. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

20　　年　　　月　　　日

住所 : 〒998-8501　山形県酒田市あきほ町30番地

名称 : 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構　日本海総合病院

代表者 : 病院長　橋爪　英二　 印

2025年　　◇月　　◇日

住所 : 〒999-9999　山形県～～～

名称 : 〇〇薬局

代表者 : 代表取締役　〇〇　〇〇　　　 印